

令和2年4月1日

## 社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団行動計画

全ての職員が、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する法人となるため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

### 2 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知徹底

〈対策〉

- 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布する。
- 制度の該当者に個別説明を実施する。
- 管理職を対象とした意識改革の研修を実施する。

目標2：育児・介護部分休業制度の拡充

〈対策〉

- 職員のニーズの把握、検討を行う。
- 育児・介護部分休業制度の拡充を実施する。

目標3：所定外労働の削減を推進

〈対策〉

- 所定外労働の原因分析等を行う。
- 各事業所における問題点の検討及び研修を実施する。

目標4：年次有給休暇の取得促進

〈対策〉

- 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定する。